

【重要】

まん延防止等重点措置の対象区域の拡大等に関する「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更が行われましたので、その内容をお知らせします。各専門学校等におかれては、変更後の基本的対処方針等を踏まえつつ、引き続き、生徒の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立を図るための工夫をお願いします。

事務連絡
令和4年1月19日

各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について（周知）

令和4年1月19日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同法に基づくまん延防止等重点措置について、

- ・ 群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県を対象区域に加えること
- ・ 上記の1都12県については、まん延防止等重点措置の実施期間を本年1月21日から2月13日までとすること

が決定されました。これに併せて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）の変更が行われましたので、その内容について下記のとおりお知らせします。

今回の変更では、オミクロン株による感染が急速に拡大している状況等を踏まえ、飲食やイベントへの参加等に係るワクチン・検査パッケージ制度については、原則として、当面適用しないこととされました。これに伴い、専修学校（専門課程及び一般課程）及び各種学校（以下「専門学校等」という。）における部活動等の課外活動や学外での活動における感染リスクの高まる場面での対策の取扱いについても、基本的対処方針の内容が変更されています。このことを踏まえ、「緊急事態措置区域及び重点措置区域での専門学校等の部活動・課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の緩和について」（令和3年

11月22日付け総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡)においてお知らせした取扱いを別紙のとおり改めることとします。

ただし、別紙の2.(1)②及び2.(2)については、「緊急事態措置区域及び重点措置区域での専門学校等の部活動・課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の緩和について」(令和3年11月22日付け総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡)においてお示した取扱いと同様の対応をお願いいたします。

また、今後、緊急事態措置区域等となった都道府県については、別紙の2.(1)②において各専門学校等から報告を受けている、制限緩和を行う専門学校等名などについて、当該都道府県の新型コロナウイルス感染症対策関係部局等に対して、情報共有を行うなど、連携して対応いただきますようお願いいたします。

また、先般、オミクロン株患者の濃厚接触者の待機期間に関する厚生労働省からの周知事項をお知らせする中で、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者がオミクロン株患者の濃厚接触者となった場合には、各自治体の判断により、その待機期間について、10日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除することができることとしている旨をお示ししました(「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合における濃厚接触者の待機の取扱い等について」(令和4年1月17日付け総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡))。ここで「社会機能の維持のために必要な事業に従事する者」の範囲については、基本的対処方針の別添とされている「事業の継続が求められる事業者」に掲げる事業を参考として、各自治体が適当と認める事業に従事する者とされているところですが、今回の基本的対処方針の変更においては、ここに掲げられる事業者の中に「学校等」が加えられましたので、併せてお知らせします。なお、変更された基本的対処方針では、当該事業の継続が求められる事業者に対しては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象区域となっている都道府県において、「『三つの密』を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること」について働きかけを行うこととされていますので、御留意ください。

このほか、専門学校等における教育活動の取扱いに係る記載については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更等について(周知)」(令和4年1月7日付け総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡)においてお示した内容から変更はありません。各専門学校等におかれては、変更された基本的対処方針並びに「令和3年度後期の専門学校等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について」(令和3年9月30日付け3文科教第650号)及び「大学等における令和3年度後期の授業の実施方針等に関する調査及び学生への支援状況・学生の修学状況等に関する調査の結果について(周知)」(令和3年11月19日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課・高等教育局学生・留学生課・総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡)等において示した留意事項を踏まえ、生徒の学修機会の確保と、新型コロナウイルス感染症への対策の徹底の両立にお取り組みいただくようお願いいたします。

各都道府県におかれては所轄の専門学校等に対して、各都道府県教育委員会におかれて

は所管の専門学校等に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専修学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に対して、本件について周知いただきますようお願いいたします。

記

(変更後の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について)

1. 対処方針の内容

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_040119.pdf

2. 学校の取扱いに関連する記載の抜粋

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(5) まん延防止

5) 学校等の取扱い

① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感染対策の徹底とともに、遠隔授業もより一層活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る）。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会等については、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛（ただし、対象者全員検査の実施等により、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動について可能とする。））を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。また、大学、高等学校等における軽症状者に対する抗原簡易キット等の活用（部活動、各種全国大会前での健康チェック等における活用を含む。）や、中学校、小学校、幼稚園等の教職員や速やかな帰宅が困難であるなどの事情のある児童生徒（小学校4年生以上）への抗原簡易キットの活用を奨励する。また、教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう、大学拠点接種を実施する大学に対し、地域の教育委員会や学校法人が大学拠点接種会場での接種を希望する場合の積極的な協力を依頼するとともに、地方公共団体に対し、大規模接種会場の運営に当たり、教育委員会や私学担当部局がワクチン担当部局と連携し、希望する教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう取組を行うなどの配慮を依頼する。大学入試、高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。

3. 抗原簡易キットの活用に関連する記載の抜粋

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(4) 検査

- ⑤ 大学、専門学校、高校、特別支援学校や、中学校、小学校、幼稚園等に対して、約 125 万回分の抗原簡易キットを配布し、発熱等の症状がある場合には、自宅で休養することや、医療機関の受診を原則とした上で、直ちには医療機関を受診できない場合等において、教職員や学生、速やかな帰宅が困難である等の事情のある児童生徒（小学校 4 年生以上）を対象として抗原簡易キットを活用した軽症状者（発熱、せき、のどの痛み等軽い症状を有する者をいう。以下同じ。）に対する迅速な検査を実施し、陽性者発見時には、幅広い接触者に対して、保健所の事務負担の軽減を図りつつ、迅速かつ機動的に PCR 検査等を行政検査として実施する。

4. 事業の継続が求められる事業者に関連する記載の抜粋

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(5) まん延防止

4) 職場への出勤等

- ② 特定都道府県は、事業者に対して、上記①に加え、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。（中略）
- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。
- ③ 重点措置区域である都道府県においては、事業者に対して、上記①に加え、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。（中略）
- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

(別添) 事業の継続が求められる事業者

(5) その他

- ・ 医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。
- ・ 学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校にお

ける新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

※基本的対処方針の抜粋については、今回の変更箇所の下線を付している。

(関連通知等)

- 「緊急事態措置区域及び重点措置区域での専門学校等の部活動・課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の緩和について（周知）」（令和3年11月22日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20211124-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

- 「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合における濃厚接触者の待機の取扱い等について」（令和4年1月17日付け文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20220119-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

- 「令和3年度後期の専門学校等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について」（令和3年9月30日付け3文科教第650号）

https://www.mext.go.jp/content/20211001-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

- 「大学等における令和3年度後期の授業の実施方針等に関する調査及び学生への支援状況・学生の修学状況等に関する調査の結果について（周知）」（令和3年11月19日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課・高等教育局学生・留学生課・総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20211119-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf

<本件連絡先>

文部科学省総合教育政策局

生涯学習推進課専修学校教育振興室

連絡先：03-5253-4111（内線：2939）

緊急事態措置区域及び重点措置区域における学生が行う部活動・課外活動について

1. 緊急事態措置区域及び重点措置区域における部活動・課外活動の感染対策

緊急事態措置区域及び重点措置区域（以下「緊急事態措置区域等」という。）においては、大学等における部活動・課外活動（以下「部活動等」という。）の扱いについては、感染拡大防止の観点から慎重な取り扱いが求められる。仮に、活動を行う場合には、いわゆる「三つの密」「感染リスクが高まる『5つの場面』」および大きな発声を避けるとともに、部活動等に付随する、屋内での着替え、車での移動、部活動等の後の飲食・懇談や学生寮等における共同生活といった場面での感染対策に十分に留意することを前提とすべきである。

その上で、感染リスクが高い活動の目安として以下の考えで整理し、地域の感染状況等に応じて、これら感染リスクの高い活動については一時的に活動の制限又は自粛をすることも含め検討するなど、感染症への警戒を強化すべきである。

- ①学生同士が組み合うことが主体となる活動
- ②身体接触を伴う活動
- ③大きな発声や激しい呼気を伴う活動

2. 緊急事態措置区域等における制限又は自粛の緩和

(1) 制限又は自粛の緩和措置

- ①緊急事態措置区域等であっても、個々の部活動等において感染リスクの低減を図ったことを大学等が確認できる場合には、当該部活動等における上述1.の①～③の活動については、制限又は自粛の要請の対象とはしない。なお、各大学等において当該活動の実施を判断する際には、地域の感染状況や地方公共団体の要請内容、学内の感染状況等を踏まえるものとする。感染リスクの低減を図る取組としては、例えば、以下のようなことが考えられる。

＜感染リスクを低減する取組の例＞

○各部活動等より以下の取組等の実施に係る計画書を提出させ、内容を確認し、大学として活動を許可する。

- ア. 活動に参加する学生に関し、全員検査を実施して活動への参加の可否を部活動等の責任者等が確認すること。なお、検査が実施できない場合には、継続的な健康観察・行動歴（活動実施14日前からの毎日の体温測定、発熱・咳等の症状の有無、大人数での会食・マスクを外した長時間の会話など感染リスクを高める行動の有無等）を地域の感染状況を踏まえて厳格に確認すること。

※例えば、練習試合や大会等の場面においては、感染を拡大させないため、検査を積極的に活用するなど場面に応じた工夫も考えられる

- イ. 体調不良等の症状がある場合には、活動に参加させないよう徹底すること
- ウ. 感染者や感染疑い者が発生した場合の連絡体制や、部活動等の活動停止の措置等を事前に定めること
- エ. 活動の前後に必ず手指の洗浄や消毒を実施させること
- オ. 曜日・時間等を区切るなどして参加人数を制限するなどの工夫を行うこと
- カ. 休憩やミーティングなど活動以外の場面ではマスクの着用を徹底すること
- キ. 屋内で活動する際には、可能な限り常時換気に努め、困難な場合にはこまめに換気（30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開にする）など十分な換気を徹底すること

②上述の2.（1）①に基づき、緊急事態措置区域等において部活動等における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の緩和を行う大学は、別途示す方法により、文部科学省に報告するものとする。

③仮に感染が急速に拡大し、医療提供体制等のひっ迫が見込まれる場合等においては、政府・都道府県の判断で、部活動等における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の緩和を適用せず、制限又は自粛を要請することがある。それらの要請があった場合には、各大学等は、その要請の内容を踏まえて対応するものとする。

④上述の2.（1）①に基づく取扱いについては、飽くまでも緊急事態措置区域等において要請している部活動等における感染リスクの高い活動の制限又は自粛を緩和するものであり、それ以外の地域（緊急事態措置区域等から除外された地域を含む。）において部活動等を実施する際の条件ではない。

（2）ワクチン・検査パッケージの適用

ワクチン検査・パッケージについては、原則として、当面適用しない。なお、大学等の所在する都道府県において、知事の判断により、飲食やイベント参加についてワクチン・検査パッケージが適用されている場合であって、地域の感染状況等を踏まえて、大学等の判断により感染対策を徹底した上でワクチン・検査パッケージを適用する場合には、原則として、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）（以下「要綱」という。）に基づくこととする。

ただし、要綱中の「2. ワクチン・検査パッケージの定義・要件」の（2）に定める、ワクチン・検査パッケージを適用する旨の都道府県への登録については、上述2.（1）②の文部科学省への報告をもって代えることとする（都道府県への登録は要しない）。

緊急事態措置区域及び重点措置区域における学生が行う部活動・課外活動について

1. 緊急事態措置区域及び重点措置区域における部活動・課外活動の感染対策

緊急事態措置区域及び重点措置区域（以下「緊急事態措置区域等」という。）においては、大学等における部活動・課外活動（以下「部活動等」という。）の扱いについては、感染拡大防止の観点から慎重な取り扱いが求められる。仮に、活動を行う場合には、いわゆる「三つの密」「感染リスクが高まる『5つの場面』」および大きな発声を避けるとともに、部活動等に付随する、屋内での着替え、車での移動、部活動等の後の飲食・懇談や学生寮等における共同生活といった場面での感染対策に十分に留意することを前提とすべきである。

その上で、感染リスクが高い活動の目安として以下の考えで整理し、地域の感染状況等に依りて、これら感染リスクの高い活動については一時的に活動の制限又は自粛をすることも含め検討するなど、感染症への警戒を強化すべきである。

- ①学生同士が組み合うことが主体となる活動
- ②身体接触を伴う活動
- ③大きな発声や激しい呼気を伴う活動

2. 緊急事態措置区域等における制限又は自粛の緩和

(1) 制限又は自粛の緩和措置

- ①緊急事態措置区域等であっても、個々の部活動等において感染リスクの低減を図ったことを大学等が確認できる場合には、当該部活動等における上述 1. の①～③の活動については、制限又は自粛の要請の対象とはしない。なお、各大学等において当該活動の実施を判断する際には、地域の感染状況や地方公共団体の要請内容、学内の感染状況等を踏まえるものとする。感染リスクの低減を図る取組としては、例えば、以下のようなことが考えられる。

<感染リスクを低減する取組の例>

○各部活動等より以下の取組等の実施に係る計画書を提出させ、内容を確認し、大学として活動を許可する。

ア. 活動に参加する学生に関し、全員検査を実施~~ワクチン・検査パッケージを適用して~~活動への参加の可否を部活動等の責任者等が確認すること。なお、~~ワクチンを接種できない学生に対して、検査が実施できない場合には、~~継続的な健康観察・行動歴（活動実施 14 日前からの毎日の体温測定、発熱・咳等の症状の有無、大人数での会食・マスクを外した長時間の会話など感染リスクを高める行動の有無等）を地域の感染状況を踏まえて厳格に~~などにより~~確認すること。

※例えば、練習試合や大会等の場面においては、感染を拡大させないため、検査を積極的に活用するなど場面に応じた工夫も考えられる

- イ. 体調不良等の症状がある場合には、活動に参加させないよう徹底すること
- ウ. 感染者や感染疑い者が発生した場合の連絡体制や、部活動等の活動停止の措置等を事前に定めること
- エ. 活動の前後に必ず手指の洗浄や消毒を実施させること
- オ. 曜日・時間等を区切るなどして参加人数を制限するなどの工夫を行うこと
- カ. 休憩やミーティングなど活動以外の場面ではマスクの着用を徹底すること
- キ. 屋内で活動する際には、可能な限り常時換気に努め、困難な場合にはこまめに換気（30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開にする）など十分な換気を徹底すること

②上述の2.（1）①に基づき、緊急事態措置区域等において部活動等における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の緩和を行う大学は、別途示す方法により、文部科学省に報告するものとする。

③仮に感染が急速に拡大し、医療提供体制等のひっ迫が見込まれる場合等においては、政府・都道府県の判断で、部活動等における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の緩和を適用せず、制限又は自粛を要請することがある。それらの要請があった場合には、各大学等は、その要請の内容を踏まえて対応するものとする。

④上述の2.（1）①に基づく取扱いについては、飽くまでも緊急事態措置区域等において要請している部活動等における感染リスクの高い活動の制限又は自粛を緩和するものであり、それ以外の地域（緊急事態措置区域等から除外された地域を含む。）において部活動等を実施する際の条件ではない。

（2）ワクチン・検査パッケージの適用

ワクチン検査・パッケージについては、原則として、当面適用しない。なお、大学等の所在する都道府県において、知事の判断により、飲食やイベント参加についてワクチン・検査パッケージが適用されている場合であって、地域の感染状況等を踏まえて、大学等の判断により感染対策を徹底した上でワクチン・検査パッケージを適用する場合には、原則として、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）（以下「要綱」という。）に基づくこととする。

ただし、要綱中の「2. ワクチン・検査パッケージの定義・要件」の（2）に定める、ワクチン・検査パッケージを適用する旨の都道府県への登録については、上述2.（1）②④の文部科学省への報告をもって代えることとする（都道府県への登録は要しない）。